

改正後全文

府子本第 373 号

27文科初第 1136 号

雇児発 1207 第 1 号

平成 27 年 12 月 7 日

<最終改正>府子本第 386 号

4文科初第 2796 号

子発 0331 第 8 号

令和 5 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会 教 育 長

内閣府子ども・子育て本部統括官
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について
(通知)

このたび、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 19 条等に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査（以下「指導監査」という。）について、下記のとおり基本的な考え方を取りまとめました。

各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知するとともに、教育委員会等の関係部局と連携し、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、幼保連携型認定こども園以外の類型の認定こども園については、基本的には幼稚園、保育所の認可等を受けて設置・運営されているものであり、幼

稚園、保育所等としての指導監査を基礎として、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を定期的な実地検査等により確認することが考えられるところ、具体的な指導監査の実施方針等については、幼保連携型認定こども園の取扱いを踏まえつつ、認定を行う各都道府県の判断に委ねられるべきものと考えているので、念のため、申し添えます。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事又は指定都市・中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が、幼保連携型認定こども園における「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「認可基準」という。）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号。以下「要領」という。）等の遵守状況を定期的又は臨時の実地検査等により確認し、その結果に基づき、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保しようとするものであること。

2. 指導監査の実施方針

1. の目的に鑑み、幼保連携型認定こども園の認可を行う都道府県知事等は、定期的かつ計画的に実地検査等を行うことにより、施設の適正な運営等を確認すること。

指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、一般監査については、本通知 3. 「主な指導監査事項」を標準として、定期的かつ計画的に行うものとする。なお、一般監査の頻度については、各都道府県知事等の判断によるものであるが、児童福祉施設については、原則として、年度ごとに一度以上実地による検査を行うこととの均衡に留意すること。

また、特別監査については、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行うものとする。

- ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ② 基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき

- ③ 重大事故（死亡、意識不明となる事態等の重大な事故をいう。以下同じ。）が発生したとき又は園児の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断したとき等も含む。以下同じ。）等
- ④ 度重なる一般監査によっても是正改善が見られないとき
- ⑤ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき

3. 主な指導監査事項

都道府県知事等が幼保連携型認定こども園に対する指導監査を行うに当たっては、次に掲げる事項を標準として実施すること。

(1) 教育・保育環境の整備に関する事項

認可基準その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。

- ① 学級編成及び職員配置の状況
- ② 認可定員の遵守状況
- ③ 園舎に備えるべき設備や定期的な修繕改善等
- ④ 教育・保育を行う期間・時間
- ⑤ 職員の確保・定着促進及び資質向上の取組（労働条件の改善、研修の計画的実施等）

(2) 教育・保育内容に関する事項

要領その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の事項の状況を確認すること。その際、取組の結果のみならず、取組の過程（振り返りや評価等）についても尊重する必要があることに留意すること。

- ① 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成
- ② 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価（園児の多様性及び発達の連続性を踏まえた具体的なねらい・内容の設定等）
- ③ 小学校教育との円滑な接続（指導要録の作成及び進学先への送付、小学校の児童・教師との交流、小学校教育へ円滑な接続に向けた教育・保育内容の工夫等）
- ④ 子育て支援の内容及び家庭・地域社会との連携
- ⑤ 職員による、園児に対する虐待その他その心身に有害な影響を与える行為の未然防止及び発生時の対応に関する措置

(3) 健康・安全・給食に関する事項

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）その他の関係法令の規定に照らし、主として以下の状況を確認すること。

- ① 健康の保持増進に関する取組状況（学校保健計画の策定、健康診断の実施、感染症等の予防、園児の心身の状態等の観察及び不適切な養育の兆候が見られる場合の対応等）
- ② 事故防止・安全対策に関する取組状況（乳幼児突然死症候群の防止、学校安全（施設及び設備の安全点検、安全に関する指導、救急救命講習の受講及び消防訓練の実施、職員の研修等）に関する計画及び危険等発生時対処要領の作成・周知、これらに基づく訓練等の実施並びに地域の関係機関との連携、重大事故の報告、重大事故の再発防止の措置（当該事故に係る検証が実施された場合には、その結果を踏まえた対応状況等を含む。）等）
- ③ 給食の適切かつ衛生的な提供に関する取組状況（給食材料の用意・保管、食中毒・アレルギー対策、調理の委託契約内容の委託先における遵守状況の確認、3 歳未満児に対する献立・調理等についての配慮、食育計画の作成等）

なお、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、自動車の運行等の場面については、重大事故が発生しやすいこと等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月 31 日付け府子本第 192 号・27 文科初第 1789 号・雇児保発 0331 第 3 号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知中別添）を踏まえるなどして、以下の対策を講じているかに留意すること。

ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮しているか、園児を一人にしているか、安全な睡眠環境を整えているか。

イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。

ウ 園児の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。

また、食物アレルギーのある園児については生活管理指導表等に基づいて対応しているか。

エ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育教諭等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。

オ 園児の通園、園外における学習のための移動その他の園児の移動のために自動車を運行するときは、園児の乗車及び降車の際に、点呼その他の園児の所在を確実に把握することができる方法により、園児の所在を適切に確認しているか。

カ 通園のための自動車の運行については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日国土交通省 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）に適合する園児の見落としを防止する装置を装備し、これを用いて園児の所在を適切に確認しているか（当該装置の装備が義務付けられている場合に限る。）。

キ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。

4. 検査結果に基づく措置

- (1) 検査を担当した職員は、検査終了後、速やかに、検査対象施設の園長等に対して、検査結果を丁寧に説明の上、文書をもって必要な指導、助言等を行うこと。
- (2) 指導、助言等を行った事項については、期限を付して対応状況の報告を求め、是正改善の有無を確認すること。
- (3) 指導、助言等を行った事項について、適切な是正改善がなされない場合には、必要に応じて、認定こども園法に基づく改善勧告等の措置を講ずること。

5. 留意点

- (1) 指導監査に当たっては、幼保連携型認定こども園が、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力を勘案し、形式的・画一的な対応とならないよう留意すること。

なお、従来より私立幼稚園については、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開しており、幼保連携型認定こども園の指導監督に当たってもその経緯も踏まえた対応を行うこと。

- (2) 指導監査の実施時期・方法等については、個々の施設の事情を踏まえて

柔軟に決定すること。なお、重大事故が発生したとき又は園児の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときには、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて事前通告なく指導監査等を行うことが適切であることに留意すること。

また、施設関係者の理解と自発的協力をもとに実施するとともに、相互信頼を基礎として十分に意見交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。

(3) 一般監査については、次のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらない検査として差し支えない。ただし、①についても、直近の指導監査において問題が確認されているときには、実地による検査を行うことを検討すること。また、②については、実地によらない検査を行った翌年度は、当該園は②の場合に該当しないことに留意すること。なお、①又は②に該当するため実地によらない検査を行うこととした場合には、具体的に各園のどのような事情を踏まえて、①又は②のいずれに該当するとして、実地によらない検査を行うこととしたかを、園ごとに整理し、記録すること。

① 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合

※ここでいう「やむを得ない事由」は、今般の新型コロナウイルス感染症のように感染症が長期にわたって流行している状況を想定しており、一般監査に従事する職員の多忙など、都道府県等の側の事情は対象とされない。

② 以下に掲げる事項全てを勘案して実地の検査が必ずしも必要でないと認められる場合

ア 前年度の実地検査の結果

イ その幼保連携型認定こども園を設置してからの年数（当該園を設置してから3年を経過していることを目安とすること。）

ウ 管内の幼保連携型認定こども園に対する前年度の実地検査の実施率が5割以上であること。

(4) (3) により実地によらない検査とする際には、検査の実効性の確保の観点から以下を徹底すること。

① 書面確認のみではなく、テレビ会議、電話による確認を組み合わせ実施すること。実地による検査となるべく同様の確認ができるよう、実地による検査で確認していたものと同じ資料を確認する、園の職員等に状況を聞き取る、テレビ会議ができない場合には施設・設備等の写真や目視に代わって指導監査事項を確認するための資料の提出を求めるなど、工夫して

検査を行うこと。

- ② 実地によらない検査で疑念が生じた場合等には、速やかに実地による検査に切り替えること。
- (3) 幼保連携型認定こども園等における重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、当該園に限らず、今後の指導監査に反映させること。
- (4) 指導監査は、法人に対する監査と併せて実施することも検討するとともに、可能な限り、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき市町村が実施する確認に係る指導監査及び業務管理体制に関する確認検査とも連携して対応するなど、実施に係る負担を軽減するとともに、効果的な指導監査となるよう努めること。その際、例えば、指導監査及び確認に係る指導監査の際に求める資料やその様式等について可能な限り県内において統一化を図ること等が考えられること。
- (5) 3. (2) の事項に係る検査及び措置に当たっては、必要に応じて指導主事の助言を求めるなど、教育委員会と十分に連携して対応すること。